富士山官民共創コンソーシアム規約（案）

制定 令和８年　　月　　日

（名称）

第１条　本コンソーシアムの名称は、富士山官民共創コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）とする。

（目的）

第２条　コンソーシアムは、多様な主体が参画する官民連携のプラットフォームとして、富士山を巡る諸課題の解決と新たな価値創造を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　コンソーシアムは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

（１）　前条の目的に賛同する自治体、民間企業、団体及び研究者等の組織化

（２）　富士山を巡る諸課題の解決と新たな価値の創造に向けた議論、検討及び実証事業

（３）　富士山及び富士山周辺地域の課題解決及び新たな価値の創造に関連する情報収集及び共有

（４）　その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

第４条　コンソーシアムは、第２条の目的に賛同する会員で構成する。

２　会員の種別は次のとおりとする。

（１）　正会員　コンソーシアム規約に賛同し、かつコンソーシアムの趣旨に賛同する者

（２）　ＷＧ会員　コンソーシアム規約に賛同する者

（３）　アドバイザー　コンソーシアム正会員で、総会及び幹事会において、事務局等からの求めがあった場合に参加する者

（４）　オブザーバー　コンソーシアム会員ではないが、総会及びワーキンググループ等において、事務局等からの求めがあった場合に参加する者

３　正会員は、総会及びワーキンググループに参加することができる。

４　ＷＧ会員は、ワーキンググループに参加することができる。

５　会員は、コンソーシアムの定める規約その他コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は幹事会の議決を遵守し、コンソーシアムの目的を達成するため、本事業に協力するものとする。

（入会及び退会）

第５条　コンソーシアムへの参画を希望する者は、別に定める参加申込書（フォーム）を第７条第１項第２号に規定する座長（以下「座長」という。）に提出するものとし、富士山官民共創コンソーシアム幹事会（以下、「幹事会」という。）の承認により参画可否を決定するものとする。

２　会員で退会を希望する者は、別に定める退会届を座長に提出するものとし、幹事会によりこれを承認する。

３　会員は入会申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を座長に届け出るものとする。

４　コンソーシアムの会員として適当でないと認められる場合は、幹事会において協議し、除名することができる。

（会費）

第６条　コンソーシアムの参加に際し、会費は原則徴収しないものとする。

２　コンソーシアムとして会費を徴収する必要性が生じた場合には、徴収の可否、会費の額及び使途等について、総会の決議をもって決定する。

３　ワーキンググループ等における実証等にかかる費用については、実証を実施する者が負担するものとする。

（役員）

第７条　コンソーシアムに次の役員を置く。

（１）　最高顧問　２名

（２）　座長　　１名

（３）　幹事長　　１名

（４）　幹事　　正会員から若干名

２　最高顧問は、山梨県知事及び静岡県知事が務めるものとする。

３　座長は、　　が務めるものとする。

４　座長は、コンソーシアムを代表し、コンソーシアムを総括する。

５　幹事長は、座長を補佐するとともに、幹事会を運営する。

６　幹事は、幹事長を補佐し、幹事会の円滑な運営を補佐する。

７　役員は総会で決定し、任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。

（総会）

第８条　コンソーシアムに総会を置く。

２　総会は役員及び正会員をもって構成し、年１回開催するほか、座長が必要と認めたときに開催する。
３　総会は、次の事項について協議し、決定する。
（１）　グランドデザインの決定・変更に関する事項
（２）　各ワーキンググループの検討結果及びWGにかかる事業実施、検証の報告
（３）　規約の改廃
（４）　その他コンソーシアムの運営に関する重要事項
４　総会は、座長が招集し、座長が議長を務める。
５　総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む。）により成立し、総会の議事は出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、座長の決するところによる。

（幹事会）
第９条　コンソーシアムの運営を円滑に行うため、コンソーシアムに幹事会を置く。
２　幹事会は、次の事項について協議し、決定する。
（１）　グランドデザインに関する事項
（２）　会員の入会・退会に関する事項
（３）　ワーキンググループの設置に関する事項
（４）　その他コンソーシアムの事業運営に関する事項（総会等）

（ワーキンググループ）
第１０条　第３条第２号の推進を図るため、コンソーシアムに会員の一部により組織されるワーキンググループを、コンソーシアム内に設置することができる。
２　ワーキンググループは、コンソーシアム会員から提出された、「参画申込書」及び「取組事項提案書」について、幹事会で決定により発足する。
３　ワーキンググループは、グループリーダーを置き、各ワーキンググループを総括する。

（部会）
第１１条　活動の必要に応じて、ワーキンググループの下に部会を設置することができる。

（情報の取り扱い）
第１２条　会員は、他会員から開示提供を受ける情報について、本規約に添付される「富士山官民共創コンソーシアム秘密情報取扱規程」に基づき取り扱うものとする。

（知的財産権の取り扱い）

第１３条　会員は、コンソーシアムで行う議論、検討及び実証事業において発明等をなした場合、速やかに座長及び当該発明等に関係する会員（以下「関係会員」という。）に対し、発明等にかかる特許等の出願前にその内容を通知するものとし、その権利の帰属について関係会員が協議して決定するものとする。

（事業年度）

第１４条　事業年度は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、コンソーシアムが設立された年度の事業年度は、コンソーシアム設立の日から始まることとする。

（事務局）

第１５条　コンソーシアムに事務局を置き、山梨県が所掌する。

２　事務局は、コンソーシアムの運営に係る事務を行う。

３　事務局は、コンソーシアムの運営に係る事務を必要に応じて委託することができる。

（その他）

第１６条　本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合については、その都度会員相互で誠意を持って協議の上、解決するものとする。

附　則　　この規約は、令和８年　　月　　日から施行する。

（様式１）

富士山官民共創コンソーシアム　参画申込書

申込日：　　年　　月　　日

富士山官民共創コンソーシアム 座長　殿

次のとおり、富士山官民共創コンソーシアムの参画を申し込みます。

１．自治体名／企業名／団体名

２．代表者職・氏名　　（窓口担当者　職・氏名）

（　　）

３．所在地

４．代表電話番号　　（窓口担当者電話番号）

（　　）

５．代表メールアドレス　　（窓口担当者アドレス）

（　　）

６．希望する会員区分　　正会員　　・　　ＷＧ会員

７．本コンソーシアムにて取り上げたい案件がありましたらご記入ください。
複数案件ある場合には、箇条書きでお願いいたします（別紙も可）。

誓約事項

当団体は次の事項を誓約します。

1　富士山官民共創コンソーシアムの設立趣旨に賛同します。
2　富士山の保全と活用の両立に配慮して活動します。
3　法令及び公序良俗を遵守します。
4　反社会的勢力との関係を有していません。
5　コンソーシアム活動を通じて得た情報を適切に管理します。

年　　月　　日

団体名
代表者職氏名
（署名又は記名押印）

※本参加申込みは、設立総会に提案予定の規約案に基づき受け付けるものです。規約成立前であるため、事務局において規約案に沿って参加資格等の確認を行いますが、設立総会において規約が承認されたことをもって正式に確認されたものとします。

（様式２）

富士山官民共創コンソーシアム　退会届

富士山官民共創コンソーシアム 座長　殿

（住　所）
（団体名）
（代表者役職）
（代表者氏名）

（私・当法人・当団体）は、現在参加している富士山官民共創コンソーシアムからの退会を希望します。

窓口担当者氏名
住所
電話番号
E-mail

（様式３）

富士山官民共創コンソーシアム　取組事項提案書

富士山官民共創コンソーシアム 座長　殿

（住　所）
（団体名）
（代表者役職）
（代表者氏名）

（私・当法人・当団体）は次の事項について、富士山官民共創コンソーシアムにおける取組として提案します。

１．案件名

２．案件概要

【目的】

【方法】

３．想定成果

４．ワーキンググループ設置状況（対応するものがあるか）

５．備考